

# 森林環境税、産業廃棄物税の継続について

福島県総務部税務課

## 【福島県森林環境税について】

福島県の約70%を占め、水源のかん養や県土の保全など、生活にさまざまな恵みをもたらしている豊かな森林の重要性を踏まえ、森林を県民全体で守り育て、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成18年度から森林環境税を導入し、県民や企業の皆様に広く負担をいただきながら「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に取り組んでいます。

今年度（平成27年度）末に5年間の課税期間の満了を迎えるため、今後の在り方について、福島県森林審議会を中心に検討が行われてきましたが、その結果、引き続き、森林環境の適正な保全と、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に積極的に取り組むため、今後5年間、課税期間を延長することが適当とされたため、平成27年12月県議会定例会において関係する税条例の一部改正案を上程し、可決されたところです。

これにより、福島県森林環境税は、税率等を現行制度のままとして平成32年度末まで5年間、課税が延長されることとなりましたのでお知らせいたします。

## 【福島県産業廃棄物税について】

福島県産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進することを目的として、法定外目的税として平成18年4月から導入されています。

今年度（平成27年度）は、税条例の規定による施行状況の検討時期に当たり、今後の在り方について、福島県環境審議会を中心に検討が行われてきましたが、その結果、今後5年間の継続が適当とされたため、平成27年12月県議会定例会において関係する税条例の一部改正案を上程し、可決されたところです。

これにより、福島県産業廃棄物税は、税率等を現行制度のままとして平成32年度末まで、課税が継続されることとなりましたのでお知らせいたします。

両税について、今後も条例の趣旨に即した運用に努めてまいりますので、引き続き県民・市町村の皆さまの御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、両税の制度の詳細につきましては、福島県税務課ホームページをご覧ください。

## 【お問い合わせ先】

区分	両税の制度に関すること	税の使いみちに関すること	
		(森林環境税)	(産業廃棄物税)
担当課	総務部 税務課	農林水産部 森林計画課	生活環境部 産業廃棄物課
電話	024-521-7067	024-521-7425	024-521-7264
FAX	024-521-7905	024-521-7543	024-521-7984
電子メール	zeimu@pref.fukushima.lg.jp	shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp	sangyou@pref.fukushima.lg.jp